

論点に関する労災補償の現状

- 1 複数の出来事が存在し、総体としての心理的負荷の程度を強度と評価した事案
- 2 労働時間と認定状況の関係
 - (1) 業務上外別労働時間数
 - (2) 極度の長時間労働の認定状況

1 複数の出来事が存在し、総体としての心理的負荷の程度を強度と評価した事案

(事例1)

病院に勤務する医師が、当直に患者の家族から暴行を受けて骨折する負傷をし、その直後に、死亡した別の患者の家族から被災者を名指しして訴えられたもの。

暴行を受けたことを「悲惨な事故や災害の体験をした」(平均Ⅱ)に、訴えられたことを「顧客や取引先からクレームを受けた」(平均Ⅱ)に当てはめた。

そして、暴行事案に関する警察等との対応のさなかに次の出来事が立て続けに起こっていること等から、総合的に判断して出来事の心理的負荷は「Ⅲ」とした。

(事例2)

生命保険の営業職員について、ノルマが達成できなかったこと、仕事上のミスについて上司からの叱責を受けたこと、研修生との間のトラブル等が約1か月の間に生じたもの。

ノルマの未達成を「ノルマが達成できなかった」(平均Ⅱ)に、上司からの叱責を「上司とのトラブルがあった」(平均Ⅱ)に、研修生とのトラブル等を「部下とのトラブルがあった」(平均Ⅰ)に当てはめた。

そして、以上の出来事が立て続けに起こっていることから、心理的負荷は総合的に評価して「Ⅲ」とした。

2 労働時間と認定状況の関係

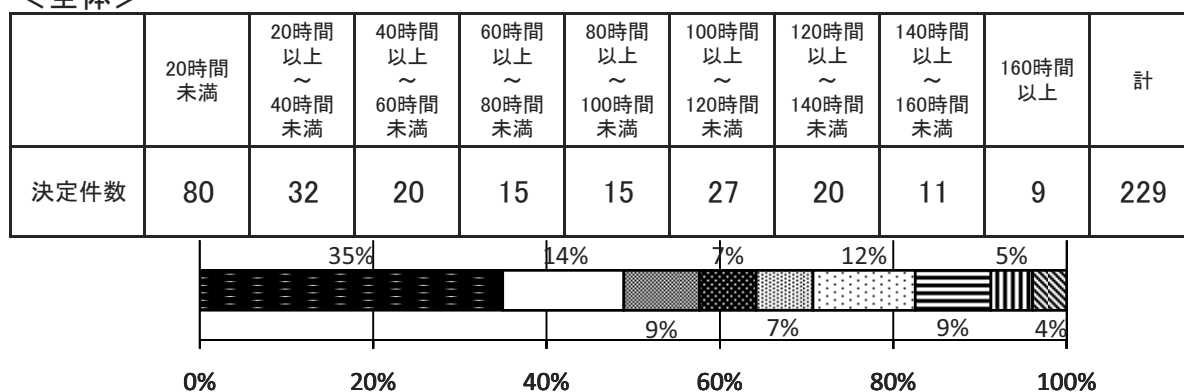
(1) 業務上外別労働時間数

業務上認定及び業務外認定別の時間外労働時間数の分布
(平成21年度)

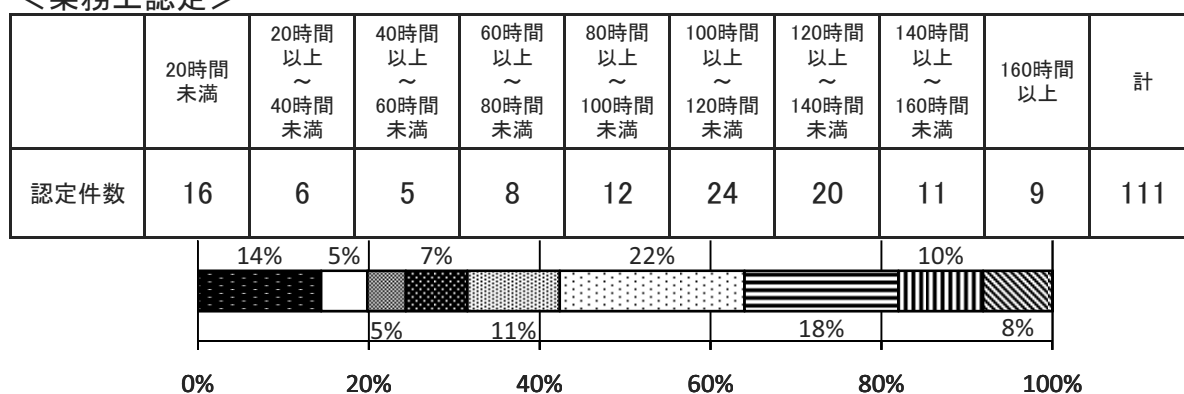
※ 時間外労働時間数が判明している事案のみ集計・分類している。

※ 時間外労働時間数は、発病前6か月以内の平均時間外労働時間数のうち最も長いもの

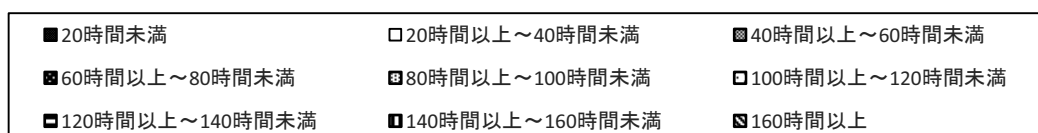
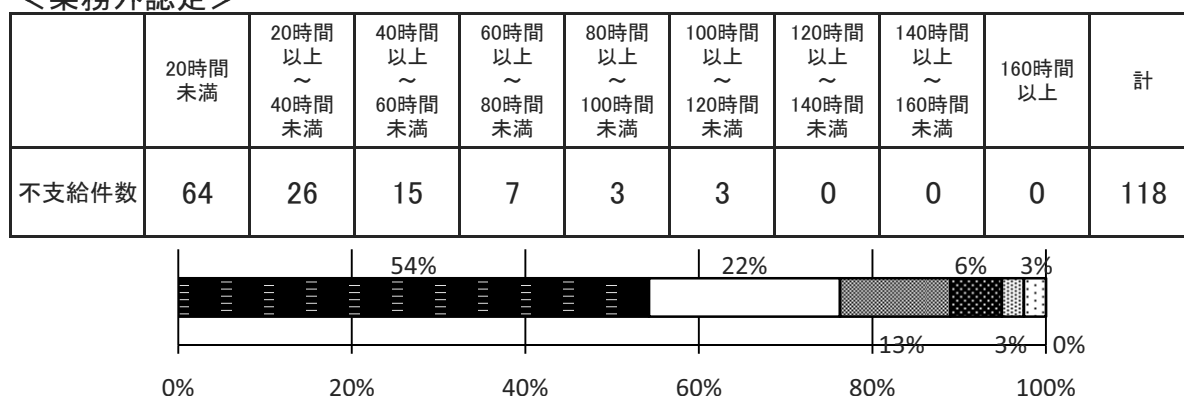
<全体>



<業務上認定>



<業務外認定>



(2) 極度の長時間労働の認定状況

「極度の長時間労働」があったとして認定した事案の、時間外労働時間数の内訳（平成21年度）

「極度の長時間労働」があったもの	60時間以上 ～ 80時間未満	80時間以上 ～ 100時間未満	100時間以上 ～ 120時間未満	120時間以上 ～ 140時間未満	140時間以上 ～ 160時間未満	160時間以上
6	0	0	0	0	1	5

(注) 前記5の(1)とは別に集計したもの。上記6件のうち2件は、5(1)の件数に含まれていない。

(参考) 睡眠時間から算出した時間外労働時間数の概算

1 業務により睡眠時間が4時間となるケース

- ・ 時間外労働は、1日約6時間
- ・ 平日(月～金)に毎日6時間の時間外労働を行い、土日は休日の場合、
1週(7日)の時間外労働は約30時間
月(4週)の時間外労働は約120時間
- ・ 上記に加えて毎週土曜日に1日14時間の休日労働を行った場合、
1週(7日)の時間外労働は約44時間
月(4週)の時間外労働は約176時間
- ・ 上記に加えて毎週日曜日にも1日14時間の休日労働を行った場合、
1週(7日)の時間外労働は約58時間
月(4週)の時間外労働は約232時間

2 業務により睡眠時間が5時間となるケース

- ・ 時間外労働は、1日約5時間
- ・ 平日(月～金)に毎日5時間の時間外労働を行い、土日は休日の場合、
週(7日)の時間外労働は約25時間
月(4週)の時間外労働は約100時間
- ・ 上記に加えて毎週土曜日に1日13時間の休日労働を行った場合
週(7日)の時間外労働は約38時間
月(4週)の時間外労働は約152時間
- ・ 上記に加えて毎週日曜日にも1日13時間の休日労働を行った場合
週(7日)の時間外労働は約51時間
月(4週)の時間外労働は約204時間